

改 正 後	現 行
測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和<u>8</u>年<u>10</u>月 沖縄県農林水産部 目 次 第 1 条～第40条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略] 第 1 条～第 9 条 [略] 第 10 条 打合せ等 1 ～ 3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹<u>「ウィークリースタンス」</u>※²に努める。 ※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 第 11 条 [略] 第 12 条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が <u>200</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 [略] 第 13 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]	測量業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和<u>7</u>年<u>10</u>月 沖縄県農林水産部 目 次 第 1 条～第40条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略] 第 1 条～第 9 条 [略] 第 10 条 打合せ等 1 ～ 3 [略] 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>[新設]</u> 第 11 条 [略] 第 12 条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、業務請負代金額が <u>100</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 [略] 第 13 条～第 40 条 [略] 参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]